



平成23年(ワ)第101号 損害賠償請求事件

原告 上原 正稔

被告 株式会社琉球新報社

## 答 弁 書

平成23年5月14日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

那覇第一法律事務所

被告訴訟代理人弁護士 池宮城 紀夫

阿波連法律事務所 (送達場所)

被告訴訟代理人弁護士 赤嶺 真也

同 島田 考人

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする  
との判決を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否

### 1 同第1「当事者」について

#### (1) 同1について

原告が那覇在住のドキュメンタリー作家で、琉球新報や沖縄タイムス紙上で沖縄戦を中心とした戦記物を発表してきたことは認め、その余は不知。

#### (2) 同2について

認める。

### 2 同第2「集団自決事件と原告との関わり」について

#### (1) 同1「沖縄戦集団自決事件」について

特に認否しない。

なお、岩波書店と大江健三郎を被告とする裁判は、本年4月22日に最高裁が上告を棄却して確定している。

#### (2) 同2「沖縄戦ショウダウン」について

##### ① 同1段落目について

不知。

##### ② 同2段落目について

「沖縄戦ショウダウン」において、原告が主張する記載があることは認める。

### 3 同第3「『パンドラの箱を開く時』の連載と掲載拒否」について

#### (1) 同1「連載執筆の依頼」について

琉球新報紙上に長編戦記物「戦争を生き残った者の記録」が連載されたことは認める。

ただし、連載回数は147回である。

その余は否認。

#### (2) 同2「『パンドラの箱を開く時』の連載開始」について

① 同(1)について

初回「はじめに」において、このような記載がされていることは認める。

② 同(2)について

認める。

(3) 同3「掲載拒否と連載の中断」について

① 同(1)について

否認する。

第2話の内容が沖縄戦ショウダウンを下敷きにしたものであると主張しているが、後述するように、下敷きというよりも、ほぼ同じ内容である。

② 同(2)について

連載が中断したことは認めるが、その余の中断に至る経緯等については否認する。

③ 同(3)について

第2話を「軍政府チームは何をしたか」と改題して書き直し、「パンドラの箱を開ける時」は約4か月間の中断を経て、10月16日の夕刊から連載開始となったとの主張は認める。

その余は、否認。

(4) 同4「連載の終了」について

① 同(1)について

再開された「パンドラの箱を開く時」が平成19年12月15日に第3話「久米島虐殺事件の真実」を終え、続いて第4話以降の連載が始まったことは認め、その余は否認。

被告会社の編集局長が交代したのは、平成20年6月26日付である。

また、「慶良間で何が起こったのか」の掲載については、後述のとおり、被告会社は原告に対して掲載しないことを伝えている。

② 同(2)について

認める。

ただし、被告会社が原告に対して、「パンドラの箱を開ける時」の連載を終わるよう示唆したのは、平成20年8月に入ってからである。

また、181回目の原稿を掲載しなかったのは、後記被告の主張で述べるとおりである。

③ 同(3)について

「パンドラの箱を開ける時」の連載が180回をもって終了したことは認め、その余は否認。

4 同第4「被告の責任」について

(1) 同1について

否認する。

本件「パンドラの箱を開ける時」の連載執筆契約は、平成19年に締結されたものであり、その契約内容は後述のとおりである。

(2) 同2について

「パンドラの箱を開ける時」の連載が平成19年5月26日夕刊から始まったことは認め、その余は否認。

後述のとおり、本件連載執筆契約違反は認められないし、著作権法違反も憲法違反も認められない。

(3) 同3について

否認する。

(4) 同4について

否認ないし争う。

後述のとおり、被告会社には債務不履行責任も不法行為責任も認められない。

5 同第5「原告の損害」について

本件連載執筆契約に基づく原告の原稿料が、連載1回分(約1800字)9000円であったことは認め、その余は否認ないし争う。

第3 被告の主張

1 「パンドラの箱を開ける時」の連載開始までの経緯

(1) 原告は、平成8年6月1日から6月25日までの間、琉球新報紙上で全13回に亘り「沖縄戦ショウダウンー「集団自決」を目撃した米兵士の記録」の連載を行った(乙1の1ないし13)。

また、原告は、平成18年4月4日から同年12月28日までの間、全147回に亘り「戦争を生き残った者の記録」の連載を琉球新報紙上で行った。

(2) 平成19年、原告から被告会社に対して、琉球新報紙上で新たに連載を書きたいとの申し出があり、それを受けて、原告と被告会社は、連載の趣旨や内容、回数、連載開始時期などについて協議を行い、以下の内容で合意した(乙2)。

- ①連載名 パンドラの箱を開ける時
- ②連載日 毎週5回(火曜日～土曜日)
- ③回数 全150回～170回
- ④連載開始日 2007年5月25日(金曜日)
- ⑤連載の趣旨 慰霊の日を前に、沖縄戦の様子を米軍の戦時日記を中心に紹介する。資料は米公文書館所蔵の米軍日記。初出の資料を使い、米軍がどのように戦っていたか、日本軍や沖縄住民は米軍にどのように映っていたか、終戦直後の住民の様子などを紹介する。

2 「パンドラの箱を開ける時」の連載開始後について

(1) 「パンドラの箱を開ける時」の連載は平成19年5月26日から開始され、第1話「みんないなくなった 伊江島戦」は同年6月16日、全14回で終了した(乙3の1ないし15)。

(2) その後、第2話「慶良間で何が起きたか」の連載を行う予定だったが、原告が第2話の第1回分として持ち込んできた原稿を確認したところ(乙4)、以下のとおり、前記「沖縄戦ショウダウン―「集団自決」を目撃した米兵士の記録」とほぼ同じ内容であることが判明した。

① 「慶良間で何が起きたのか」1頁下から11行目「潮が満ち」から、2頁上から11行目「握っている」までの記載は、「沖縄戦ショウダウン1」下から3段目の3段落目「潮が満ち」から、終わりの「握っている」までの記載と同一である。

② 「慶良間で何が起きたのか」2頁上から11行目「日本軍が」から、2頁下から10行目「渡嘉敷島だ」までの記載は、「沖縄戦ショウダウン2」はじめの「日本軍が」から、3段目の2行目「渡嘉敷島だ」までの記載と同一である。

③ 「慶良間で何が起きたのか」2頁下から10行目「三月二十七日」から、2頁下から6行目「その通りになった」までの記載は、「沖縄戦ショウダウン2」3段目の12行目「三月二十七日」から、23行目「その通りになった」までの記載と同一である。

④ 「慶良間で何が起きたのか」2頁下から6行目「予定通り」から、3頁上から6行目「知らなかったのである」までの記載は、「沖縄戦ショウダウン2」6段目15行目「予定通り」から、終わりの「知らなかったのである」までの記載と同一である。

⑤ 「慶良間で何が起きたのか」3頁上から6行目「山を下りて」

から、終わりの「話してやった」までの記載は、「沖縄戦ショウダウン3」はじめの「山を下りて」から、3段目8行目「話してやった」までの記載と同一である。

⑥ すなわち、「慶良間で何がおきたのか」の1頁下から11行目以下、3頁の終わりまで「沖縄戦ショウダウン」の内容とほぼ同じである。

(3) このように、原告が「パンドラの箱を開ける時」の第2話の第1回分として持ち込んできた原稿の内容は、過去に連載した「沖縄戦ショウダウン」の内容とほぼ同一のものであった。

そこで、被告会社は、二重掲載になることや初出の資料を用いるという連載を始めるにあたっての合意内容に反していることを理由に、「パンドラの箱を開ける時」第2話第1回分の掲載を見送ることを原告に伝えた。

(4) これに対し、原告は、二重掲載になるなら「沖縄戦ショウダウン」と重なっている部分は削除してもいいと述べていた。

しかし、第1話「みんないなくなった 伊江島戦」についても、「沖縄戦ショウダウン」の内容と同様の記載があることも判明した（伊江島戦③（乙3の4）上段終わりから4行目「四月一日」から、伊江島戦④（乙3の7）下段24行目「見つかったということだ」までの記載と、「沖縄戦ショウダウン6」4段目の3行目「四月一日」から、「沖縄戦ショウダウン8」3段目の11行目までの記載）。

原告の行為は読者の信頼を裏切り、被告会社との信頼関係を損なうものである。

また、「沖縄戦ショウダウン」の内容と重なる部分を削除した部分だけの掲載は紙幅の関係上困難であった。

このようなことから、被告会社は慶良間編については掲載しない

ことを原告に伝えた。

- (5) これに対し、原告は、今後のためにもいい関係でいたいので、連載は他の部分からでもかまわないので掲載再開を検討して欲しいと述べ、再開時期やその内容については改めて検討することになり、これ以降、連載は中断状態となった。

そして、約4か月間の中断期間を経て、第2話のテーマを「軍政府チームは何をしたか 第6海兵師団と共に」に変更し、平成19年10月16日から再び連載が開始された。

3 「パンドラの箱を開ける時」の連載終了までの経緯について

- (1) 平成20年8月に入り、「パンドラの箱を開ける時」の連載は170回に達していた。

被告会社は原告に対して、そろそろ連載を終了するよう求めたところ、原告からはそろそろ終了させるとの回答があった。

そして、平成20年8月13日、連載177回として第13話「最終章 そして人生は続く」の第1回が開始された(乙5の1)。

平成20年8月14日、被告会社は第179回目の原稿を受けた後で、第180回目が最終回になるのかと問い合わせたところ、原告からは181回目の掲載で終了するとの回答があった。

- (2) 掲載予定日直前の平成20年8月19日の正午ころ、原告は被告会社に対し、181回目の原稿を送ってきた(乙6)。

しかし、その内容は、前記「沖縄戦ショウダウンー「集団自決」を目撃した米兵士の記録」とほぼ同じ趣旨のことが記載されていたり、沖縄タイムス紙上に掲載された記事に対する原告の感想を記載しているなど、初出の資料を用いるという当初の合意内容に沿うものではなかった。

そこで、被告会社は原告に対し書き直しを依頼したが、原告は、



被告会社の要望を聞き入れなかった。

被告会社としては、最終回の掲載をすることなく連載を終了させることは読者に対し申し訳ないことから避けたかったが、かといって、前記理由から原告の181回目の内容では掲載することはできないので、止む無く、「パンドラの箱を開ける時」の連載は180回で終了することにした。

被告会社は原告に対し、180回の連載で終了する旨伝え、平成20年8月20日、琉球新報紙上に「パンドラの箱を開ける時・沖縄戦の記録」は19日付の第180回をもって終了しました」とのおことわりを掲載した。

その後、原告からは何ら抗議等はなかった。

#### 4 まとめ

- (1) 以上のように、原告と被告会社は、「パンドラの箱を開ける時」の連載を開始するにあたり、連載の趣旨や内容、回数、連載開始時期などについて合意をしていた。

そして、本件連載執筆契約においては、原告が書き上げた原稿をそのまま被告会社が連載しなければならないというのではなく、原告から送られた原稿は、被告会社においてその内容を確認し、訂正等あれば書き直しを求め、原告がその求めに応じて修正するなどの過程を経たうえで新聞紙上に掲載するというものであった。

- (2) 原告は、第2話や181回目において、過去の自らの連載内容をそのまま引用したり、同趣旨のことを記載したりしており、初出の資料を用いるという当初の合意内容に反した原稿を書いた。

そのため、被告会社は、原告に対してこのままでは掲載できないとして、書き直しを依頼し、第2話慶良間編の際には、原告は被告会社の求めに応じて修正を行った。

しかし、181回目の内容については、当初の合意内容に従った内容を記載して欲しいという被告会社の求めに応じず、原告からも何ら回答がなかったため、掲載されなかったのである。

以上のとおり、本件連載執筆契約違反はなく、また、著作権法違反や憲法違反は認められない。

被告会社には債務不履行も不法行為も認められない。

以上